

ヘルシーメニューを通じた健康づくりPR業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、チャレンジふくしま県民運動推進協議会（以下「協議会」という。）が発注を予定している「ヘルシーメニューを通じた健康づくりPR業務」委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

この事業は、食物栄養学科を持つ県内4大学（桜の聖母短期大学、福島学院大学、郡山女子大学及び会津大学短期大学部。以下「各大学」という。）が全国農業協同組合連合会福島県本部（以下「全農」という。）及び福島県漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）と共同開発するヘルシーメニュー及び令和4年度に福島県食育応援企業団（以下「企業団」という。）と各大学が共同開発したヘルシーメニューのPRを通じて、県民の健康づくりの実践促進及びチャレンジふくしま県民運動（以下「県民運動」という。）の認知度向上を図るものである。

3 事業概要

県民にヘルシーメニューを通じて、健康づくりや県民運動に興味を持ってもらえるよう通年でPR業務を実施する。

（1）ヘルシーメニュー開発補助

県産食材を使ったヘルシーメニュー開発に係るテーマの提案や、全農・漁連・各大学間の連絡調整等を行う。

（2）全農・漁連連携ヘルシーメニューPR

開発したヘルシーメニューを効果的に情報発信するとともに、より県民の興味を引き、実践につながる企画を実施する。

（3）既存ヘルシーメニューを活用した健康づくりの推進

令和4年度までに開発したヘルシーメニューを用いて情報発信を行う。

4 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあっては、コスト及び企業団・全農・漁連・各大学との連携等に留意した上で、自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

（1）共通事項

ア 受託者は、PRの企画、準備、取材から実績報告まで全ての業務を行うものとする。

ただし、県民運動協議会事務局（以下、「事務局」という。）が特に指定した場合を除く。

なお、各大学との契約は事務局が締結しているので留意のこと。

イ 業務に当たっては、企業団、全農、漁連、各大学の広報部門と連携すること。

ウ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。

エ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て協議会に帰属するものとする。

オ その他、疑義が生じた場合はその都度事務局と協議する。

(2) ヘルシーメニュー開発補助

- ア ヘルシーメニュー開発に係るテーマは、事務局と協議のうえ決定する。
- イ ヘルシーメニュー開発に必要な食材のうち、全農及び漁連からの食材については、受託者が買取りのうえ各大学へ供与すること。

(3) 全農・漁連連携ヘルシーメニューPR

- ア 名称
 - ・事業目的を達成するため、幅広い世代の県民（特に、働き盛り世代を含むファミリー層）に対して訴求力のある名称を提案すること。
- イ PRの方針
 - ・ターゲット層は子どもから高齢者までとするが、特に、働き盛り世代を含むファミリー層を主なターゲットとした内容を提案すること。
 - ・チャレンジふくしま県民運動の理念や県民の健康課題、県の施策等を取り入れ、連携した内容とすること。
 - ・PRにあたっては、県民が試食できる機会を複数回設けること。
 - ・県民運動はもちろん、全農、漁連、各大学のPRにもなる内容とすること。
 - ・国や県の方針等を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策を徹底して取材・広報すること。
- ウ 広報媒体
 - ・広報媒体としては、店舗店頭、インターネット、動画サイト、SNS、フリーペーパー等を想定している。これらを組み合わせて広報を実施すること。
なお、想定以外の媒体を活用しても構わない。
 - ・新聞及び県民運動ポータルサイト（ホームページ）については事務局が別途契約しているので、事務局の求めに応じてこれらに掲載する資料やデータ等を提供すること。
なお、新聞および県民運動ポータルサイトへの掲載形態について、効果的な広報の提案がある場合は事務局に協議すること。

(4) 既存ヘルシーメニューを活用した健康づくりの推進

- ・令和4年度までに開発したヘルシーメニューを用いて情報発信を行う。
- ・県民運動、企業団、各大学のPRとなる内容とすること。
- ・情報発信にあたっては、県民が試食できる機会を複数回設けること。
なお、(3)で行う試食機会の提供とは別とすること。

(5) 実績報告

- 委託業務完了後、実績報告書等を作成し、速やかに2部提出すること。
- 実績報告書には、取材風景、広報媒体でのPR実績などを添付すること。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に事務局と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、事務局と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。